

入 札 公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記により公告する。

令和７年（２０２５年）４月 ７日

下関市上下水道事業管理者

上下水道局長 伊南 一也

記

１ 品名

水道用ポリ塩化アルミニウム（ローリー・豊田）

２ 納入場所及び仕様等

別紙各「仕様書」のとおり

３ 契約期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

４ 入札参加資格要件

本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- (２) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「薬品・検査用品」に登録され、地域区分が「市内」「準市内１」「準市内２」のいずれかであること。
- (３) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (４) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (５) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

5 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書（物品購入）（様式第1号）を、ファクシミリを使用して下関市上下水道局総務課へ提出すること。

（FAX番号083-231-3338）

6 申請書提出期間

令和7年4月 7日（月）午前9時から

令和7年4月11日（金）午後5時まで

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和7年4月14日（月）までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

8 質問の方法

ファクシミリ（FAX番号083-231-3338）によること。

質問の期限は、令和7年4月16日（水）午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

9 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局総務課

(2) 日時

令和7年4月 7日（月）午前9時から

令和7年4月11日（金）午後5時まで

10 入札日時等

(1) 入札日時 令和7年4月18日（金）10時00分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

11 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

13 入札書に記載する金額

1 k g 当たりの単価（小数点第 2 位までとする。）を記載すること。

また、軽減税率対象物品については、入札書にその旨を記載すること。

この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に納品数量を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に、消費税及び地方消費税を乗じて得た額（免税事業者にあつては消費税及び地方消費税相当率を乗じた金額。当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した額とする。

14 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札参加資格要件の無い者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札参加資格要件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2 回までとする。
- (8) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

水道用ポリ塩化アルミニウム（ローリー・豊田）購入仕様書

本仕様書は、令和 7 年度に単価契約（単位：kg）にて購入する、水道用ポリ塩化アルミニウム（ローリー・豊田）について適用する。

1 品名

水道用ポリ塩化アルミニウム（ローリー・豊田）

2 使用目的

上水道浄水処理（フロック形成）用

3 品質

次の（１）、（２）及び（３）の品質規格を満たすもの。

（１）（公社）日本水道協会規格 JWWA K 154:2016 の「表 1－品質」に示す各項目の基準を満たすこと。

（２）水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号。以下「施設基準省令」という。）の別表第 1 に示す各項目の基準を満たすこと。

（３）（公社）日本水道協会認証登録品であること。

4 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

5 発注単位

1 回当たり 1,000 kg 以上（発注者の事情により、これに満たないことがある。）

6 年間予定数量

約 19,000kg

上記の数量は、参考数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

7 納入期日

発注日から起算して5日以内とする。ただし、事前に連絡が行われている場合に限り、双方了解の上で納入期日を延長することができるものとする。

8 納入場所

檜原浄水場（下関市豊田町大字檜原7番地）

9 納入方法

（1）浄水場内ポリ塩化アルミニウム注入設備室屋外に設置のφ50フランジにタンクローリーのホースを接続し、水道用ポリ塩化アルミニウムを納入すること。

（2）その他発注者の指示に従うこと。

10 計量

受注者は、納品の際に、計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を発注者に提出すること。

11 提出書類

（1）契約締結時

ア （公社）日本水道協会発行の認証登録証の写し

イ 品質試験結果書

上記「3 品質（1）」に適合することを示すもの。品質試験結果書は公的検査機関又は環境計量証明事業所の提出日から6か月以内のものに限る。

ウ 施設基準省令に基づく評価試験結果書

上記「3 品質（2）」に適合することを示すもの。評価試験結果書は公的な検査機関又は環境計量証明事業所の提出日から6か月以内のもので、定量下限値まで表示しているものに限る。

エ 安全データシート（SDS）

(2) 納入時

ア 納品書

イ 計量証明書

ウ 品質試験結果書

上記「3 品質 (1)」についての、製造業者等の試験結果書

(3) その他

契約締結時に確認を受けた製品を変更しようとする場合は、あらかじめ「(1) 契約締結時」に示した書類を提出し、確認を受けなければならない。

- 1 2 本仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

以上